

基幹統計調査の承認の状況

(令和3年6月1日～令和3年6月30日分)

令和3年7月30日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
牛乳乳製品統計調査	農林水産大臣	<p>令和4年1月以降に実施する調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 調査事項の変更 基礎調査票及び月別調査票(牛乳処理場・乳製品工場用)において、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ使用量を把握する調査事項を追加するとともに、「乳製品の生産量」を把握する調査事項の内訳区分としてプロセスチーズを追加</p> <p>(注) TPP(環太平洋経済連携協定)の発効等により多国間の関税が撤廃されることに伴い、これまで、関税割当制度の利用に係る行政記録情報として把握することができた事項について、正確な把握が困難となることに対応する変更</p> <p>② 調査結果の公表時期の変更 審査及び集計に必要な期間を確保し、調査結果の精度を確保するため、「基礎調査」の公表時期について毎年3月20日を毎年3月末日に、また、「月別調査」の月別結果表について、調査対象月の翌月25日を翌月末日に繰下げ</p>	R3.6.2

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。